

(5) 健康寿命の延伸

区民が自らの健康状態を把握し、社会参加することで健康を維持できている状態をめざします。

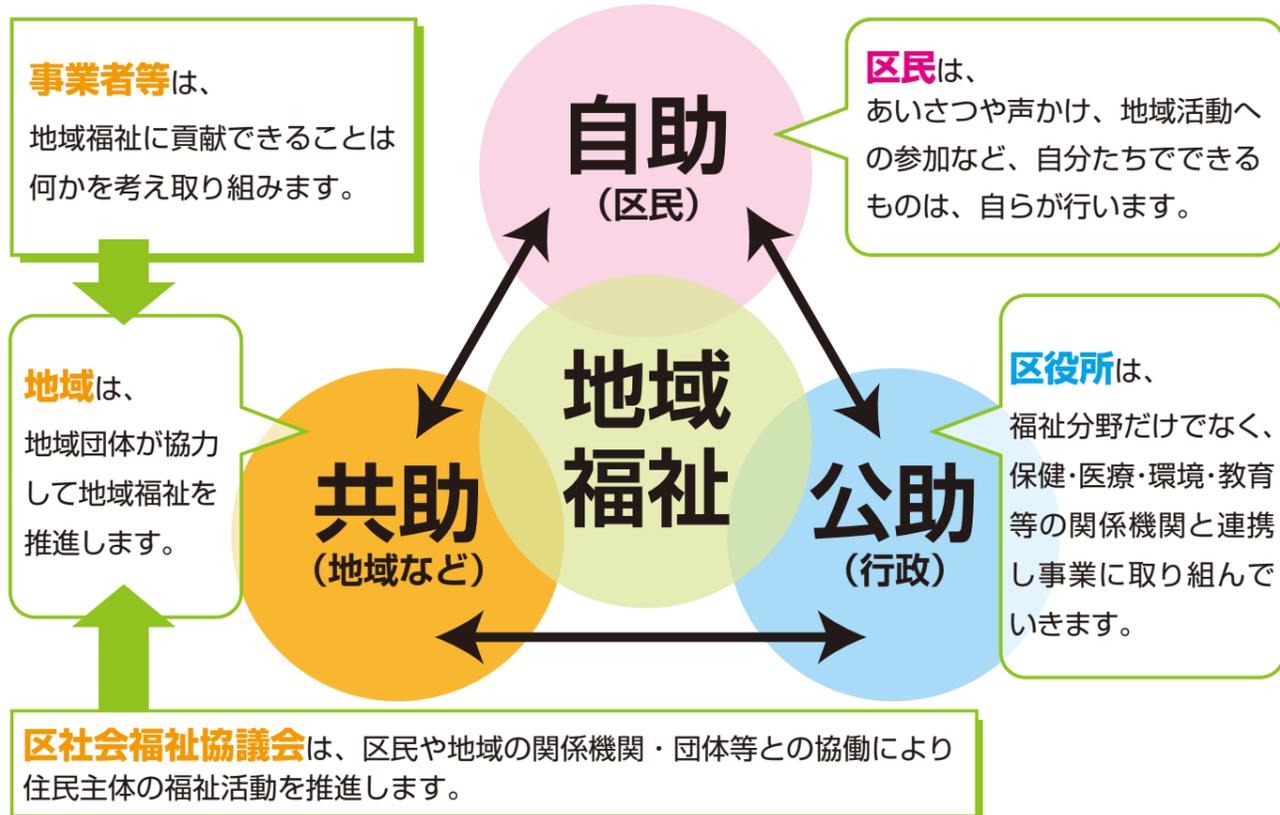
- ・大正区民は、大阪市平均と比べて生活習慣病保有率や喫煙率が高く、健康診断の受診率が低いことから、平均寿命・健康寿命が大阪市平均を下回る状況となっています。
- ・「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善を促し、特定健康診査・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図ります。また、喫煙率改善のための取組を行います。
- ・区広報紙への健康コラムの掲載や、「みんなの健康展」「健康わくわく塾」「地域健康講座」の開催など、健康に関する啓発・事業を実施し、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

健康寿命延伸に資する事業実施、啓発活動を継続的にを行います。



3 地域福祉ビジョンの進め方

地域福祉の推進には、「大正区将来ビジョン 2025」の策定の基本的方向性にある「『公助』から『自助・共助』へ」や、「自らの地域のことは自らの地域で決める」という考え方にに基づき、「自助・共助」の仕組みを中心に進めていきます。



大正区地域福祉ビジョン

ver.3

概要版

計画期間：令和 7 (2025) 年度～令和 9 (2027) 年度

だれもが自分らしく
安心して暮らし続けられる地域づくり

大阪市大正区役所

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが安心して自分らしく生活していくため、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていくことです。



「大正区地域福祉ビジョン」は、地域福祉を取り巻く状況や施策課題を踏まえ、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。また、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

2 課題解決に向けた取組

「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、重点的に5つの策を進めていきます。

(1) 日ごろの見守り体制の構築

支援が必要でありながら適切な支援につながらない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につながるよう、日ごろの見守り体制を構築します。

- ・区役所では、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成して活用することで、地域の日常的な見守りにつなげ、日ごろの見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりやつながりづくりも進めています。
- ・普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日ごろの見守り活動と防災の取組との間の連携・共有を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。
- ・区役所や「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し適切な支援につなげます。



あいさつや声掛け
隣近所との関わりを
大切にしましょう。



避難経路や避難所を
把握し、防災訓練など
には積極的に参加しま
しょう。

(2) 妊娠期から中学生までの切れ目のない支援体制 (大正区版ネウボラ)

子育てに対して孤立感や不安感を抱える家庭において、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、安心して子育てできる支援の充実を図ります。

- ・すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、切れ目のない一体的な支援を行い、児童虐待の未然防止を図り、重大な児童虐待ゼロをめざします。
- ・具体的には、妊娠期から3歳児までは保健師が従事する各種健診事業等で、また、4・5歳児は「就学前こどもサポートネット事業」で、小・中学生は「こどもサポートネット事業」で、こどもの健康状態や生活状態を把握し、それぞれ適切な支援につなげていきます。
- ・虐待への予防的な関わりから、個々の家庭の課題やニーズに応えるために必要なサービスや地域資源を組み合わせ「サポートプラン」を作成し、関係機関と連携しながら効果的な支援を行います。
- ・生活困窮やネグレクト・不登校等により学習機会を逃した児童・生徒を対象に、大正区独自の取組である「学習・登校サポート事業」を実施し、一人ひとりに寄り添った支援を行います。



(3) 生活困窮者自立支援

自らSOSを発信できない課題を抱えた家庭への迅速な支援につながるよう、支援を必要とする世帯が包括的なサービスを受けられる状態をめざします。

- ・生活困窮者（家庭）は経済的困窮だけではなく複数の課題を抱えていることが多く、支援機関の連携による包括的で適切な支援を行う必要があります。
- ・区役所が中心となり生活困窮者自立支援についての周知啓発や、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を行い、様々な相談支援機関が連携して対応することができる支援体制の構築をめざします。
- ・複合的な課題を抱えた家庭については、「生活困窮者支援検討会議」「総合的な支援調整の場（つながる場）」等の会議体を活用し、分野横断的に連携・支援することができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。



どこに相談したらいいのかわからない、経済的課題だけではなく複合的な課題も相談できます。



分野を超えた支援機関同士が連携し、包括的な支援につなげます。

(4) 地域福祉課題解決への取組支援

「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」
「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を実現します。

- ・人々の暮らしや社会構造の変化に応じ地域福祉課題を解決するため、地域の実情を把握している団体、住民などの活動主体が連携し、支援を行う体制が必要です。
- ・区役所は、民生委員児童委員、見守り相談室や関係機関等と定期的に情報交換を行い、個別の検討会議を開催するなど、支援が必要な方を適切な支援につなげます。
- ・区内各地域で開催する「地域支援会議」を、地域が自らの福祉課題の解決のため主体的に参加し話し合う場とし、関係機関がつながり、地域と様々な交流が可能となるよう活用を図ります。
- ・区民が自分の良さを地域で生かし、地域福祉活動に参加しやすくなる方法を検討します。

地域を支える一員として、
地域の活動に参加しましょう。



地域団体・行政・専門職、区社協などが参画し地域福祉の課題を話し合う場を区内各地域で開催しています。